

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 2		整理 番号
鳴門池田		路線名
同	阿波市阿波町大道北二二 五番一地先から 同 五三 番四地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
九・六〇・二三・四	七・三〇・一二・九	敷地の幅員 （メートル）
二八二・五	二八二・五	延長 （メートル）